

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）第6回協議会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和2年8月26日（水）午後6時30分から午後8時30分まで
- 2 開催場所 志村四中 3階 ランチルーム
- 3 出席者 協議会委員 19名 【欠席者3名】
傍聴3名
学校配置調整担当課長、新しい学校づくり課長
新しい学校づくり課学校配置調整第一グループ係長
新しい学校づくり課学校配置調整第二グループ係長
新しい学校づくり課職員2名

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、マスクの着用や、手指の消毒、会場の換気を行うなどの取組を実施しました。

- 1 開会
- 2 協議会会長 挨拶
- 3 FLC学びのエリアにおける小中一貫教育の取組の紹介
志村四中校長と志村小校長が映像を使って、志村四中の学びのエリアの取組について紹介した。
 - ・FLC学びのエリアのめざす子ども像について
 - ・FLC学びのエリア4つの基本方針について
 - ・基礎基本や発展的な学習、主体的に学ぶ姿勢について
 - ・学びのエリアの取組について
 - ・小小連携の取組について 等
- 4 協議事項や確認事項（主な協議や、意見・質問に対する事務局の回答等）
 - (1) 意見書案について（協議事項）

※意見書案については、第5回協議会の資料であった意見書のたたき台をもとに、杉並区立小中一貫教育校 高円寺学園の施設見学も踏まえ、委員から意見書のたたき台に対する意見を事前に提出してもらった。今回の協議会では、事前に委員から出された意見を集約した資料と、それを基に作成した意見書案を使用し、協議を進めた。

○志村小学校と志村第四中学校の施設整備についての方向性

⇒修正なし。関連する質疑があった。

委員：令和9年4月1日開設とあるが、志村小と志村四中の小中一貫型の学校整備のスケジュールはどうなるのか。開設までのスケジュールを教えてください。また、志村四中の校舎は、何年間仮設校舎になるのか。

事務局：現在、想定しているスケジュールとしては、令和3年度に改築に向けた基本構想・基本計画の策定、令和4年度と5年度の2年間かけて設

計し、令和6年度から令和8年度の3年間で改築工事になる。そのため、志村四中の校舎は、令和6年度から令和8年度の3年間、仮設校舎になる。

○学校整備等において配慮すべき事項

➤ 通学区域・通学路に関すること

⇒修正なし。関連する質疑があった。

委員：意見書案の通学区域とは、志村小の通学区域ではなく、志村四中の通学区域を指しているのか。志村四中の通学区域を整備するというところでいいか。

事務局：この意見書案では、通学区域について、志村小や志村四中と限定していない。志村小や志村四中だけでなく、その周辺の学校も含めた、全体的な通学区域を意味している。

委員：地図があれば、どこから児童・生徒が来るのか分かるので、地図を用意してほしい。

会長：いずれは、地図が必要になると思う。

事務局：具体的な通学区域の検討については、この協議会の後に設置される会議体「（仮称）小中一貫型の学校設置検討会（以下、設置検討会）」で熟議していく。

意見書の段階では、方向性の検討となる。事前に頂いた意見のほとんどが、通学区域の変更を検討すべきとの意見だった。ただし、その意見には幅があり、現在の通学区域を基準に少し変更し、調整するものから、適正な通学区域に修正するものまで幅広くあった。意見書の案としては、通学区域の変更の有無も含めて十分に検討し、変更する際には距離や安全、スクールゾーンの設定等について配慮するというようにまとめている。

委員：志村小が志村四中に場所が移転することで、志村小の通学区域の内、志村二小寄りの区域は、志村二小の通学区域に変更になるのか。

事務局：通学区域を変更する場合には、周辺の学校にも影響があるため、その際には設置検討会のメンバーに周辺の学校関係者にも入っていただくことを検討しなければならないと考えている。

また、志村四中の場所に小中一貫型の学校を開設した場合、志村坂下小の通学区域の境界が志村四中の校舎の近くにあり、新しい学校が近くにあるのに通えないのは、いかがなものかとの意見があった。

通学区域の変更は必要なことと考えているので、現在の意見書案としては、通学区域の変更の有無も含めて検討するとしている。

➤ 学校名に関すること

⇒修正なし。関連する質疑があった。

事務局：具体的に学校名を検討するのは、設置検討会になる。

事前に集めた意見では、志村小と志村四中ともに学校名を残してほしい

いと意見が多くあったため、歴史を踏まえて残すことを検討することというような表現でまとめている。

会 長：学校名について具体的に検討する段階になったら、真剣に検討し、立派な学校名を作り上げないといけないと思っている。

委 員：例えば、小中一貫型の学校になり、志村小と志村四中の名前が残った場合、学校の継続性としては、どうなるのか。一度志村小も志村四中も閉校という形になるのか。

事務局：既存の小・中学校という枠組みを残す場合に、閉校という表現を使うかどうかについては、まだ事務局として具体的な案を持っていない。実際には、具体的に条例上どうやっていくのかというところがあると思うので、次回の協議会までに確認して、お答えしたい。

委 員：板橋区のプランとして、今後区内の全ての小・中学校は小中一貫型の学校になるのか。

事務局：区内全ての小・中学校を施設一体型の小中一貫型の学校にすることは難しいと考えている。この志村四中のエリアでは、志村小と志村四中を小中一貫型の学校として検討している。

➤ 校歌・校章に関すること

⇒修正なし。関連する質疑があった。

会 長：校歌・校章については、学校名とは違い、1つにしなければならないと思う。

委 員：校歌・校章は1つしかできないのか。

事務局：事前に集めた意見では、1つにした方がいいという意見と、1つにしないといけないのかという意見があった。

現在の校歌・校章を残してほしいという意見も多く出ていたので、志村小、志村四中ともに歴史を踏まえて残すことを検討することと表現した。また、新しく校歌・校章を作成する場合には、学びのエリアの子どもたちを育てていくという思いを反映すべきという理念的な意見もあったため、そういったことも併せて表現した。

委 員：新しい学園にするのであれば、新しい校歌・校章にすべきではないかと思う。

委 員：サブ校歌はどうか。

事務局：懐かしいメロディーを残してほしいとの意見もあった。

検討して、校歌・校章を1つに絞るのか、統一の校歌・校章を作り、今までの校歌・校章も残すのか、様々な方法があると思う。これらのことも含めて検討するという意味で、意見書案としてはこのように表現した。

委員：校章は、もともと意味があって作られたものだと思うので、現在の校章を残したいとの気持ちもあるし、新しい学校になるため、新しい校章にしたいという気持ちもある。

事務局：今、この時間だけでも、様々な意見が出ているので、一つにまとめて表現するのは難しいと思うので、意見書案としては、このようにまとめた。

➤ 跡地活用に関すること

⇒修正箇所あり。関連する質疑もあった。

会長：今、災害と言えば、地震だけではない。雨や津波といった、水害がある。この地域は非常に低い地域である。志村小は高台にあるため、避難所として必要な場所である。体育館はそのまま残し、避難所として利用してはどうか。この志村小を残してほしいというのが、私の個人的な気持ちである。志村坂上だけでなく、この地域一帯として、必要であると思う。

委員：普段も施設として活用し、災害時に避難所にもなるのがいいと考える。災害時には、坂下だけでなく、舟渡、蓮根といった地域も志村小の跡地を防災拠点にしてはどうかと思う。

委員：志村小の体育館はとても小さい。防災拠点となると、大きいサイズが必要になるのではないか。

会長：体育館が小さく、収容能力がないことなどが懸念される。しかし、現志村小のある高台まで上がってくれば、助かる確率が上がると思う。収容する場所が全くないと心配だが、体育館が1つあれば、高齢者や病気のある人達が入る場所があるので、避難所として活用できると思う。

また、志村小は、野球だったり、剣道だったり、クラブ活動で利用している。常に利用している場所なので、必ずしも普段使用しないことにはならない。

委員：跡地活用について具体的に話し合う際には、危機管理室の職員を呼んで、危機管理室の視点を交えて話し合うのはどうか。

事務局：跡地活用という話になると、所管する部署が異なってくるので、関係部署を呼んで会議する方法を検討したいとは考えている。

今までの議論をまとめると、防災機能の向上ではなく、より強化してほしいと受け止めた。防災機能の強化という意味合いでまとめていいか。

委員：「児童・生徒のための活用や」のところに、「地域」も入れてはどうか。「児童・生徒、地域のための活用」や、「防災機能の強化」としてはどうか。

事務局：普段の時と、災害の時のそれぞれの記載についてということでもいいか。普段の時は、「児童・生徒、地域のため」と表現し、災害時には、「防災機能の強化」といった形でまとめ、案文を再構成する。

委員：意見書は、協議会としての要望を出すということか。あくまで要望であって、決定ではないということか。

事務局：確約はできないが、地域の要望としては、こういう要望がまとまっているとお見せしていく形になる。

➤ 小中一貫型の学校になることで配慮してほしいこと
⇒修正なし。

➤ 教育的効果を高める整備・現代的な課題に対応する整備を行うこと
⇒修正なし。関連する質疑があった。

委員：先生の働く環境についても考えた方がいい。

事務局：意見書案には、教職員の働く環境についても十分配慮することと記載している。具体的な意見は、協議会からの意見書提出後の基本構想・基本計画の策定を進める時に、設置検討会のメンバー等にヒアリングを実施する機会があるので、その中で伺っていく。

➤ 児童・生徒及び保護者への配慮に関すること
⇒修正なし。

➤ 学校の伝統や歴史の保存に関すること
⇒修正なし。関連して、高円寺学園の記念コーナーについて、いくつかの発言や小中一貫型の学校の2類型に関する質疑等があった。

事務局：記念室・記念コーナーに関しては、幅広い意見があり、必要ではないという意見から絶対必要という意見まであった。しかし、大方の意見としては、歴史を残すことは必要というところだった。そのため、記念コーナーやモニュメントの設置、記念誌の作成など、伝統や歴史の保存に配慮することという表現でまとめた。

委員：話は逸れるかもしれないが、少し気になる意見があった。そもそもの方針は、志村小は現校地で改築できないから、志村四中と併せて改築するという話だったので、小・中学校の組織は別だと認識している。意見の中には新しい学園と表現している人がいるが、新しい学園と言うと、組織が1つになると捉えられていると思った。

志村小が志村四中に移転するだけという位置づけなのか、組織が1つの新しい学園を作るという位置づけなのか。基本方針としてはどちらになるのか。また、委員のみなさんはどう受け止めているのか。

委員：板橋区として小中一貫型の学校を設置していく中で、最初のモデルが志村小と志村四中になった。今後も、各中学校をベースに小中一貫型の学校を検討していくとなると、私としては小中一貫型の学校という新しい学園を作ると認識している。

事務局：小中一貫型の学校を設置するという意味では、新しい学校という概念

は当然あると思う。

小中一貫型の学校には2種類あり、「義務教育学校」と「小中一貫型の小学校・中学校」というのがある。既存の枠組みを維持する場合、「小中一貫型の小学校・中学校」という形になる。その中で、新しい小中一貫型の学校という概念で、校歌・校章等はどうするのかという話になると思う。既存の枠組みを残すのであれば、小・中学校それぞれの歩んできた歴史を残す必要があるというのが大方の意見だとは思っている。

委員：学園と表現すると、組織が1つの義務教育学校のように聞こえる。

事務局：今までの協議会でも、「小中一貫型の小学校・中学校」の可能性があるとお答えしている。また、今までの協議会の意見を踏まえると、「小中一貫型の小学校・中学校」と考えている。

板橋区は、学びのエリアと通学区域も整合が取れていない部分がある。修業年限は、「義務教育学校」が9年、「小中一貫型の小学校・中学校」が小学校6年、中学校3年になり、先ほども申し上げたとおり、「小中一貫型の小学校・中学校」は既存の枠組みになる。学びのエリアと通学区域の不整合があるうちは、「義務教育学校」は難しいと考える。

委員：7月に協議会で視察に行った杉並区立小中一貫教育校 高円寺学園は、校長先生が1人ではなかったか。

事務局：現在調査をしている中で分かってきたことだが、高円寺学園は、「小中一貫型の小学校・中学校」の分類になるが、「小中一貫型の小学校・中学校」でも校長先生1人、教職員組織1つというやり方をしているところもある。

区教育委員会事務局の中で、小中一貫型の学校整備プロジェクトチームを設置しており、板橋区の小中一貫型の学校が備えるべき環境について検討を進めている。今現在、校長先生1人、教員組織は一つと決めている訳ではなくて、今後の学校運営について考え、まとめていく必要があると思っている。

委員：義務教育学校の歴史はまだ浅い。そのため、義務教育学校の学校運営の成果や課題については検証中の段階なので、今ここで決めるということとはしない方がいい。

ただ言えることは、施設一体型にするなら、小学校と中学校の施設が一体になったメリットは生かさないといけないと考える。子どもの能力を伸ばすにはどうすればいいか、みんな考えてはどうか。

また、先日、小学校5・6年生は教科担任制にした方が良いという記事が新聞に出ていた。

事務局：中央教育審議会の特別部会が算数や英語等で、小学校5・6年生においても教科担任制を導入すべきという骨子案をまとめたという報道があった。その中には、小中一貫教育を推進していくべきとある。現在の国の動きも、ここで議論していただいているような方向

性に近いと感じている。

また、今後、プロジェクトチームで学校が備えるべき環境についてまとめていく段にあたっては、校長会等に現場の意見を聞く機会を作っていく予定でいる。

➤ 設計・工事等に関すること

⇒修正なし。

➤ その他

⇒修正なし。関連する質疑があった。

委員：この協議会で、意見書の意見の中で、これだけ変えないでほしいと強調することはできるのか。意見書で意見を出しても、設置検討会で検討した結果、できないということもあるのか。

事務局：今回、まとめる意見書は、今後進んでいくべき方向性になるので、その方向性に沿って検討をしていく。最終的な検討の結果、100%ご要望に沿えないという可能性もあるが、この方向性に沿って検討していくことになる。

○今後の検討会での協議

⇒修正なし。

事務局：今後、設置検討会で議論する内容について、概ねまとまってきたと思う。事前に出してもらった意見では、必要に応じて作業部会を設置して検討するという意見ももらった。

次回の協議会では、これらの検討項目について、今後の協議方法や作業部会といった検討体制について、検討していきたいと考える。協議会の段階で、検討体制等を決定しておくことで、設置検討会に移行した時に円滑な検討が進められると考える。次回の協議会までに、下案を作成し、お示ししたい。

○魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）意見書の冒頭部分の案

⇒修正箇所あり。関連する質疑もあった。

事務局：この意見書の冒頭部分は、協議会では、最初、志村小の現校地で建て替えはできないか協議を重ねてきたが、現校地での改築は難しいとなり、志村小と志村四中との小中一貫型の学校という結論になるまでの協議会が歩んできた道のりを記載している。

委員：私が、志村四中関係者としてこの協議会に出席した時に、最初はなぜ志村四中の校舎を壊さなければいけないのかと思った。しかし、その後、志村四中もあと何年か後には改築の時期を迎えると聞いて、志村四中の校舎も改築することに納得した。この冒頭文に志村四中の校舎が老朽化したから改築することを記載しなくていいのか。

事務局：志村四中の校舎は、築後 45 年間親しまれてきたというところで、決して新しい建物ではなく、それなりの経過をたどった建物であることは読み取れると思う。志村四中側の意見として、施設を新しくしたいと要望を出したいということであれば、それを踏まえた上で、修正することは可能である。

委員：志村四中関係者として、志村四中の校舎を改築する理由を明確に表現してほしい。

事務局：志村四中側の意見として、老朽化した校舎を新しくしてほしいとの思いを表現する必要があると思うので、意見書の冒頭文を再構成する。

(2) アンケートの実施について（確認事項）

⇒アンケートについては、内容、配付範囲ともに合意が得られたので、9月3日から9月9日の期間に対象施設でアンケートを実施することになった。

委員：説明会の件でお伺いしたいが、説明会の開催場所としてグリーンカレッジはどうか。

事務局：説明会の開催場所は想定の家として載せている。利用できるか状況を確認したい。

5 事務局からの事務連絡

(1) 意見書案について

今回頂いた意見を踏まえて、意見書案を修正したものを9月上旬に発送する。それに対して意見がある場合には、9月中旬までに連絡していただけたらと思う。さらに頂いた意見を踏まえて、意見書案を修正し、第7回協議会で確認していただきたいと考えている。

(2) 次回の協議会の開催日時について

6 次回予定

第7回協議会

日時：令和2年10月9日（金）18時30分～

場所：志村第四中学校 3階 ランチルーム